

薬生食輸発1019第1号  
平成29年10月19日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産ほうれんそう及びその加工品)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年10月11日付け薬生食輸発1011第1号）により通知したところです。

今般、中国政府からほうれんそうの新たな管理体制が示されたこと及び中国政府との協議の結果を踏まえ、乾燥ほうれんそう、冷凍ほうれんそう及び冷凍調理ほうれんそうについて衛生証明書及び生産・加工工程書の添付を求めないこととしますので、同通知の別添2の1を別紙のとおりとし、別添3に示す中国産乾燥ほうれんそう、冷凍ほうれんそう及び冷凍調理ほうれんそうの様式を削除しますので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。